

令和7年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 (概要)

令和7年6月
環境省



令和7年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 概要

概要

- 環境基本法第12条に基づき、毎年、環境の状況、環境の保全に関して講じた施策及び講じようとする施策を取りまとめ。
- 環境の日（6月5日）に合わせ、**6月上旬頃に閣議決定**。
- 循環型社会白書（循環型社会形成推進基本法）、生物多様性白書（生物多様性基本法）と合わせて、**1冊に合冊**。

過去のテーマ一覧

年度	テーマ
令和4年版	グリーン社会の実現に向けて変える私たちの地域とライフスタイル ～私たちの変革から起こす脱炭素ドミノ～
令和5年版	ネットゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ経済の統合的な実現に向けて ～環境・経済・社会の統合的向上～
令和6年版	自然資本充実と環境価値を通じた「新たな成長」による「ウェルビーイング/高い生活の質」の充実 ～第六次環境基本計画を踏まえ～

総説のテーマ

「『新たな成長』を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」

今年度版のポイント

- 2025年1月に米国がパリ協定からの脱退を表明したが、我が国としては、脱炭素と経済成長の同時実現を目指し、2050年炭素中立（ネット・ゼロ）の実現に向けた取組を着実に進めていく。
- 地球規模の環境問題においては、先進国・途上国の区分を超えて、分断ではなく、共に取り組む「協働」が重要。AZECを始め、国際社会に対して、我が国から訴えかけていく。
- 持続可能な社会に向けた科学技術・イノベーションとスタートアップ支援。
- 「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現するため、環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場として位置づけた「地域循環共生圏」。

白書の構成

第1部 総説

第2部 講じた施策、講じようとする施策

特集として
毎年テーマを
設定
（政府全体の環境施策の動向について分野ごとに詳細を記述）
毎年定例のもの



令和6年版環境白書
(R6.6.7閣議決定)

令和7年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書の構成

第1部 総説

第1章 「市場」 ～環境とビジネス～

- 気候変動の状況/生物多様性の損失の状況/科学的知見と経済的影響/線形経済から循環経済へ/温室効果ガスの状況/地球温暖化対策計画の改定/GXの実現に向けて/サステナブルファイナンス/企業の脱炭素経営、環境情報開示/ネイチャーポジティブ経済移行戦略/持続可能なバリューチェーンの構築/科学技術・イノベーション、スタートアップ支援

第2章 「政府」 ～循環経済・自然再興・炭素中立の統合に向けた取組～

- 国際的動向（G20、COP29、COP16、HLPF2024）/循環経済（サーキュラーエコノミー）/第五次循環型社会形成推進基本計画/再資源化事業の高度化/プラスチック資源循環/自然再興（ネイチャーポジティブ）に向けた日本の今/30by30目標/地域の脱炭素移行/再生可能エネルギーの最大限の導入/電力部門の脱炭素化に向けた取組/二国間クレジット制度（JCM）、環境インフラ海外展開

第3章 「国民」 ～地域・暮らしでの環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装～

- 地域循環共生圏/良好な環境の保全活用による地域のウェルビーイングの向上/デコ活、官民連携協議会（デコ活応援団）/ライフスタイルシフト（住まい、食、ファッション、移動など）/人の命と環境を守る（水保対策、熱中症対策、エコチル調査、PFAS等化学物質対策、鳥獣保護管理の強化）

第4章 東日本大震災・能登半島地震からの復興・創生

- 帰還困難区域の復興・再生に向けた取組/福島県内除去土壌等の県外最終処分に向けた取組/復興の新たなステージに向けた未来志向の取組/ALPS処理水に係る海域モニタリング/リスクコミュニケーションの取組/能登半島地震の復興に係る取組（公費解体、災害廃棄物への対応、ペットを飼養する被災者への支援、創造的復興に向けた取組）

第2部 令和6年度に各分野で講じた施策

第1章 地球環境の保全

第2章 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

第3章 循環型社会の形成

第4章 水環境、土壌環境、海洋環境、 大気環境の保全・再生に関する取組

第5章 包括的な化学物質対策に関する取組

第6章 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策 について、令和6年度に実施した施策を網羅的に記載。

令和7年度に各分野で講じようとする施策

第1章 地球環境の保全

第2章 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

第3章 循環型社会の形成

第4章 水環境、土壌環境、海洋環境、 大気環境の保全・再生に関する取組

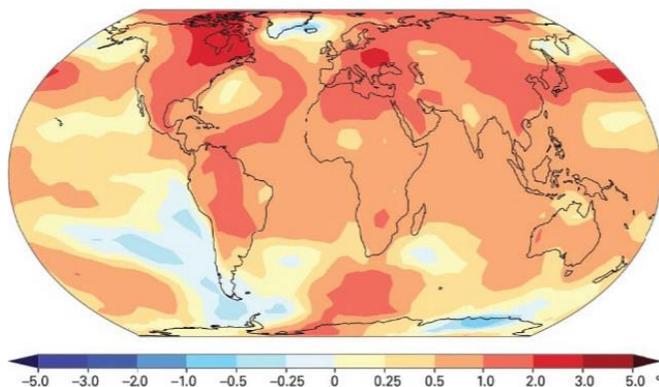
第5章 包括的な化学物質対策に関する取組

第6章 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策 について、令和7年度に実施しようとする施策を網羅的に記載。

我が国の地球温暖化対策の目指す方向

- 2025年1月に米国がパリ協定からの脱退を表明したが、我が国としては、**脱炭素と経済成長の同時実現を目指し、2050年炭素中立（ネット・ゼロ）の実現に向けた取組**を着実に進めていく。
- 2025年2月、「エネルギー基本計画」「GX2040ビジョン」と同時に、「地球温暖化対策計画」を閣議決定。**2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減**することを目指す。

- **世界気象機関（WMO）は、2024年が観測史上最も暑い年となり、世界の平均気温が工業化前と比べて約1.55℃上昇と、単年ではあるが初めて1.5℃を超えたことを発表。**
- **我が国においても、夏（6月～8月）の平均気温平年差は、1946年の統計開始以降、西日本と沖縄・奄美では1位、東日本では1位タイとなり、5月から9月までの全国の熱中症救急搬送人員は、調査開始以降、最も多い搬送人数。**



1991-2020年の平均気温に対する2024年の平均気温の偏差

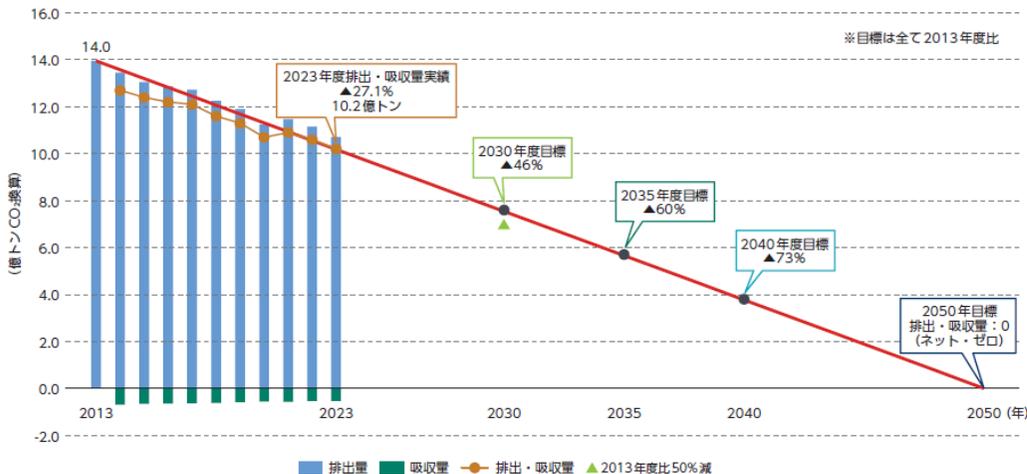
資料：「WMO State of the Global Climate 2024」

COP29における浅尾慶一郎環境大臣による閣僚級セッションでのスピーチ



資料：環境省

我が国の新たな削減目標（NDC）



資料：環境省

GX（需要創出に向けた政策支援）

- **国民・需要家への導入支援**
くらし分野における既存の需要対策技術の導入支援に加え、新たな需要拡大に繋がるペロブスカイト太陽電池等の新技術への補助を実施。
- **カーボンフットプリント表示製品の普及**
業界、製品種毎のカーボンフットプリントの算定・表示ルールの設定及び人材育成の支援、CFP認知度向上。
- **国民運動「デコ活」**
官民連携プロジェクト等により、あらゆる生活領域における脱炭素に資するGX製品・サービス等の普及・浸透。
- **公共部門による率先調達**
グリーン購入法や政府実行計画等の枠組みを活用した公共部門でのGX製品等の脱炭素型製品・サービスを率先調達。

「環境価値を活用した経済全体の高付加価値化」を進めるため、環境価値の見える化・情報提供を通じ、消費者の意識・行動変革を促す。また、自然再興・炭素中立・循環経済の各分野及びこれらの統合的推進のための様々な技術的課題等を解決するイノベーションの創出と社会実装を行うスタートアップに対する支援が重要。

環境スタートアップ大賞環境大臣賞（2023年度）GaiaVision

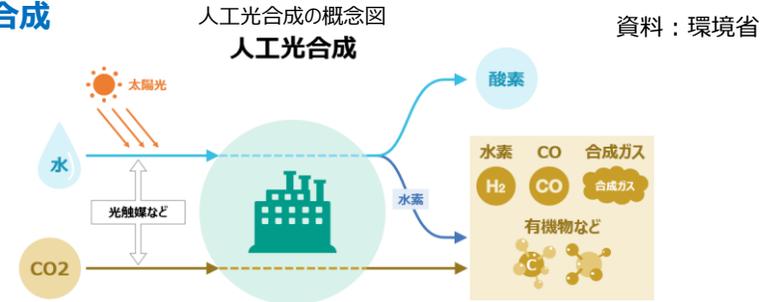
洪水シミュレーション技術や、気候データ分析技術を活用した気候変動リスク分析プラットフォーム「Climate Vision」やリアルタイム洪水予報ソリューション「Water Vision」は拠点のリスク管理やグローバルサステナビリティ開示対応を行う製造・物流・金融業界等で広く利用されている。

Water Vision



資料：Gaia Vision

人工光合成



資料：環境省

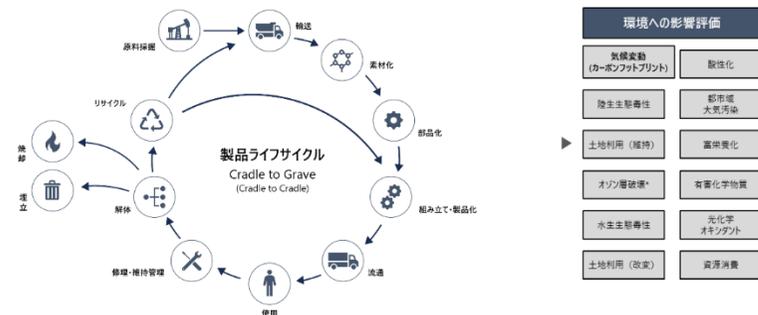
太陽光と水を用いて、エネルギー蓄積反応を利用し、CO₂が発生しない水素等のエネルギーやCO₂還元生成物であるオレフィン等の有用化合物を合成する技術。環境省においても、人工光合成技術を活用したCO₂電解技術の開発・実証を進めている。

EPD (Environmental Product Declaration ; 環境製品宣言) LCAとカーボンフットプリント

ライフサイクルで製品の環境負荷を定量的に評価する手法

資料：一般社団法人サステナブル経営推進機構 (SuMPO)

- ISO14040及びISO14044を基盤とするLCA手法
- ゆりかごから墓場まで (Cradle to Grave)、ライフサイクル全体で製品環境影響を科学的に定量評価
- カーボンフットプリントは、気候変動に関する環境影響評価をさす。



循環経済（サーキュラーエコノミー）

「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行は、**環境制約に加え、産業競争力強化、経済安全保障、地方創生、質の高い暮らしの実現によるウェルビーイングの向上**の観点からも、政府一丸となって取り組むべき重要な政策課題。循環経済への移行等に向けて、関係者が一丸となって取組を推進していく。

第五次循環型社会形成推進基本計画 （2024年8月閣議決定）

- 高い技術力を有する製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業等の連携を通じて、新たな価値を生み出す。
- 地域の循環資源や再生可能資源の特性を生かして、高い付加価値を創出する資源循環の取組の自立・拡大を促進することで、地域外からの人材流入や雇用の創出等により地域経済を活性化させる。
- 国際的な資源循環に関する議論と、国際機関・民間企業等と連携した国際的なルール形成をリードする。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（2024年5月第213回国会成立）

- 脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、①高度再資源化事業、②高度分離・回収事業、③再資源化工程の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。

循環経済への移行加速化パッケージ

- 令和6年12月に第2回循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議を開催し、とりまとめ。
- これに基づき、循環経済への移行を推進していく。

地域の特性を活かした循環資源や再生可能資源の活用

リサイクルの町から、世界の未来を作る町へ（鹿児島県大崎町）



資料：大崎町

「環境保全政策」と「産業振興」の統合（福岡県北九州市）

循環型社会に先駆けて取り組み、日本最大級のリサイクル産業集積地となった（2025年3月時点で25社集積・約1000名の雇用創出）。近年は新しい社会課題に対応した動静脈連携モデルの構築や、資源循環業界の脱炭素経営促進に地域全体で取り組んでいる。



新たな社会課題に対応したリサイクルシステムの構築



資料：北九州市

自然再興（ネイチャーポジティブ）

「自然再興：ネイチャーポジティブ」とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことで、自然保護だけを行うものではなく、**社会・経済全体を生物多様性の保全等に貢献するよう変革**させていく考え方。その実現に向けた取組として、**30by30目標**の達成に向けた取組や、**特定外来生物対策**などの地域における取組を推進。

「30by30目標」

（2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標）

保護地域における取組

- 日高山脈襟裳十勝国立公園を35カ所目の国立公園として新たに指定。
- 阿蘇周辺の草原を中心に、阿蘇くじゅう国立公園を大規模に拡張。



資料：環境省

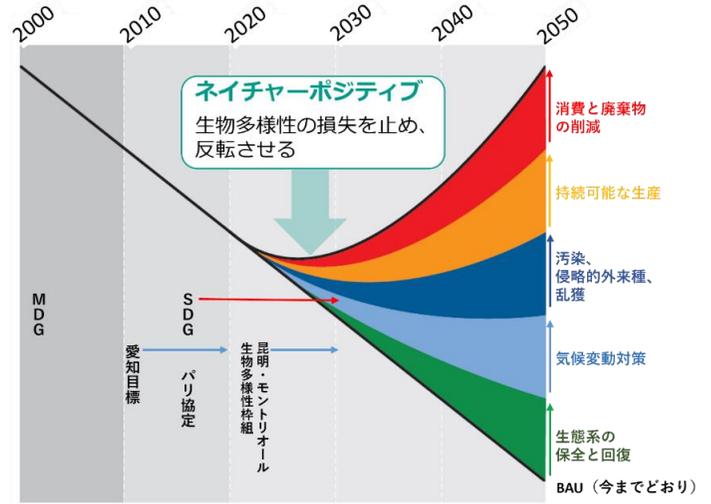


資料：環境省



資料：環境省

ネイチャーポジティブの概念図



出典 | 地球規模生物多様性概況第5版 (GBO5) | を基に作成

OECDにおける取組

- 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「**自然共生サイト**」として認定する仕組みを2023年度より開始し、**328か所**を認定。
- 「**地域生物多様性増進法**」が成立し、2025年4月に施行。
- 企業等による優れた活動を国が認定することを通じて、その価値や信頼性を客観的に担保し、社会・経済の両面で適切な評価がなされることが期待される。

花王 川崎工場



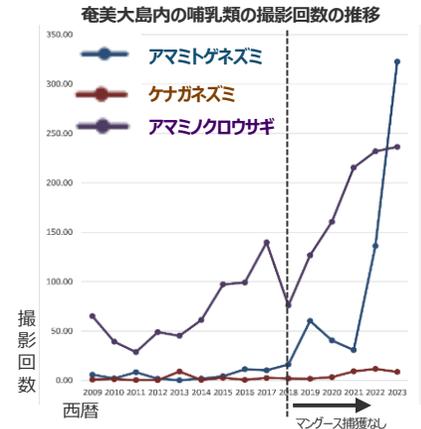
軽井沢高原ゴルフ倶楽部（大成建設）



【地域における取組】

（奄美大島における特定外来生物フイリマンギースの根絶）

- 奄美大島では、昭和54年にハブ対策としてフイリマンギースが持ち込まれ、平成12年には、推定1万頭以上まで増加。**在来種**の大幅な減少が見られ、**農業被害も発生していたが、平成30年5月以降の捕獲はなく、令和6年9月3日に根絶を宣言。**



地域循環共生圏の更なる進展

自然再興、炭素中立、循環経済の同時達成に向けた取組で、地域やそこに住んでいる人々の暮らしを**環境をきっかけとして豊かさやウェルビーイング**につなげていくことが重要。「新たな成長」の実践・実装の場として、地域循環共生圏を更に発展させていく。

地域循環共生圏の概念

地域循環共生圏 = 自立・分散型の持続可能な社会

地域の主体性:オーナーシップ 地域内外との協働:パートナーシップ 環境・社会・経済課題の同時解決



資料：環境省

良好な環境の創出活動

- ・ 環境省では、規制等による施策と並行して、健全な水循環の維持・回復についての理解醸成や、地域特有の五感で感じる自然や文化といった「良好な環境」の保全にも取り組み、地方創生の重要な要素にもなっている。
- ・ 「良好な環境」を保全するだけでなく、積極的に再生・創出し、持続可能な形で利活用することにより、地域課題の解決への貢献とともに、人々のウェルビーイングや地域の魅力度の向上、地域活性化の実現が期待される。

令和6年度良好な環境創出活動推進モデル事業
(福島県磐梯町)



資料：磐梯町

東日本大震災からの復興に係る取組①

帰還困難区域の避難指示解除に向け、**特定帰還居住区域において除染・家屋等の解体を実施。**
また、福島県内の除染で発生した除去土壌等の県外最終処分に向け、**復興再生利用等の取組と全国での理解醸成活動を推進。**
さらに、環境再生の取組に加え**自然再興・炭素中立・循環経済という環境の視点から復興の新たなステージに向けた未来志向の取組を推進。**

帰還困難区域における取組

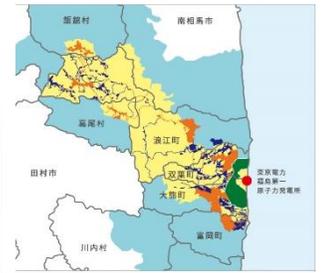
- 2023年11月までに6町村（葛尾村、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、飯舘村）における**特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除。**
- 特定復興再生拠点区域外については「福島復興再生特別措置法」を2023年6月に改正し、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「**特定帰還居住区域**」を設定できる制度を創設。2023年12月から、除染等に着手。

中田宏環境副大臣と勝目康環境大臣政務官の伊澤双葉町長との面会の様子



資料：環境省

帰還困難区域について



- 帰還困難区域
- 特定復興再生拠点区域
- 特定帰還居住区域

資料：環境省

県外最終処分に向けた取組

- **福島県内除去土壌等の中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分の実現に向けて、最終処分量を低減することが鍵であり、復興再生利用等の取組が重要。**
- 復興再生利用に係る実証事業により得られた知見や、国内外の有識者からの助言等も踏まえ、除去土壌の**復興再生利用基準を策定。**
- 最終処分の方向性の検討については、**これまでに実証してきた減容技術等の評価を踏まえ、技術の組合せを検討するとともに、最終処分場の構造・必要面積に係る複数選択肢を提示。**また、**除去土壌の埋立処分基準を策定。**
- **復興再生利用の必要性・安全性等についての理解を醸成するため、飯舘村長泥地区における再生利用実証事業の現地見学会の開催など、若い世代に対する理解醸成活動も実施。**

福島県飯舘村長泥地区での農地造成実証事業



資料：環境省

未来志向の取組

- **福島県と締結した「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」を踏まえた施策の推進、「脱炭素×復興まちづくり」推進事業の実施、「『福島、その先の環境へ。』シンポジウム」等による福島の復興の姿の発信を行っている。**

勝目康環境大臣政務官も参加した「福島、その先の環境へ。」シンポジウムの様子（檜葉町）（2025年3月9日）



資料：環境省

東日本大震災からの復興に係る取組②

ALPS処理水の海洋放出に関し、客観性・透明性・信頼性を高めた海域モニタリングを行い、結果を国内外へ広く発信する。

2021年7月から放射線健康影響に係る差別・偏見を払拭する取組「ぐるプロジェクト」を推進。

ALPS処理水に係る海域モニタリング

- 2023年8月のALPS処理水の海洋放出後、環境省ではモニタリングを強化・拡充し、従来から実施している時間をかけて精密な結果を得る分析に加え、結果を1週間程度の短時間で得る迅速分析を高い頻度で実施。これらの分析の結果、人や環境への影響がないことを確認。
- 我が国の分析能力の信頼性を確認するため、第三国の専門家の参加も得て、国際原子力機関（IAEA）による比較・評価を実施。2023年の実施結果では、IAEAにより、日本の分析機関の試料採取方法は適切であり、海洋環境中の放射性核種の分析に参加した日本の分析機関が、高い正確性と能力を有していると評価。
- 海域モニタリングの結果を発信するウェブサイトについて、中国語・韓国語での更新も開始。モニタリング結果公表時に、国内外の報道機関への発信やSNSによる発信を実施。
- 引き続き、客観性・透明性・信頼性の高い海域モニタリングを徹底し、その結果を国内外に分かりやすく発信していく。

海域モニタリングの様子 資料：環境省



IAEAグロシー事務局長と第三国専門家が海水を採取する様子



資料：IAEA

放射線健康影響に係るリスクコミュニケーション

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故後の放射線健康影響について、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）は、「放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにない」と評価している。
- 福島県「県民健康調査」検討委員会甲状腺検査評価部会においては、「先行検査から検査4回目までにおいて、甲状腺がんと放射線被ばくの間に関連は認められない」とまとめている。

※甲状腺検査は各対象者に原則2年に1回実施しており、先行検査から本格検査（検査4回目）は、2019年度までに実施された検査。

放射線相談員支援センター

- 福島県内における放射線不安対策として、相談員、自治体職員等への研修会の開催、専門家の派遣、また、帰還した住民等を対象とした車座意見交換会等を通じ、リスクコミュニケーション活動を実施。

ぐるプロジェクト

- 放射線の健康影響に関する正確な情報を発信し、誤解から生じる差別・偏見をなくしていくため、

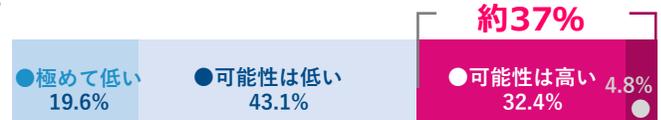


プロジェクト

「学び・知をつむぐ」
「人・町・組織をつなぐ」
「自分ごととしてつたわる」 取組を推進。

目標

「東京電力福島第一原発事故の被災地における放射線に関して、次世代への健康影響が起こる可能性が高い」と思っている方の割合を2020年度の40%から2025年度までに20%に半減させること



非常に高い

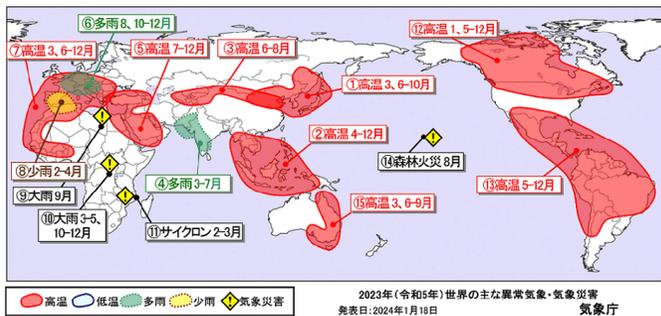
出典：環境省 アンケート調査（2024年3月現在）

参考

地球が直面する「3つの危機」を示す事例

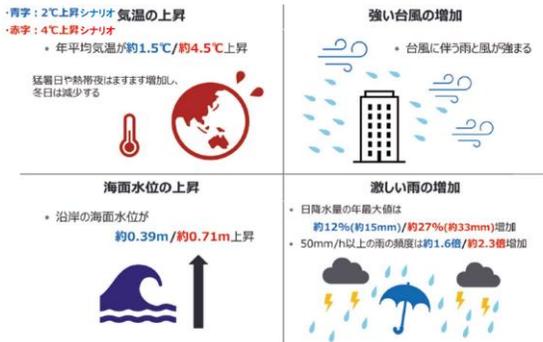
気候変動

① 2023年の異常気象発生地域分布図



② 気候変動の影響の将来予測

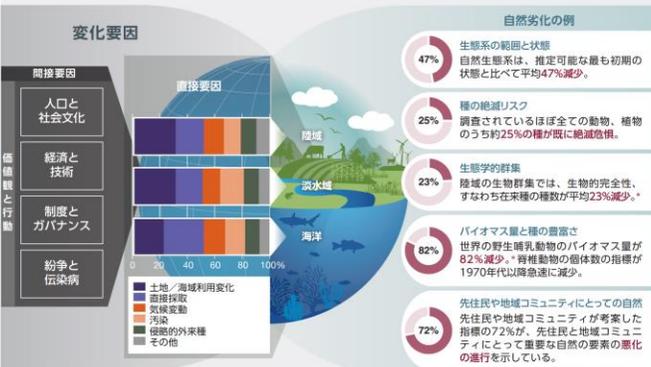
21世紀末の日本を20世紀末と比べた場合、年平均気温の上昇、**猛暑日・熱帯夜の日数の増加**（2℃上昇シナリオによる予測で約2.8日・約9.0日増加、4℃上昇シナリオによる予測で約19.1日・約40.6日増加）、日本沿岸の海面水位の上昇、激しい雨の増加、日本付近における台風の高まりが予測されている。



出所: 国土交通省総合政策局「令和4年版国土交通白書 概要」(2022年)
 備考: 文部科学省、気象庁「日本の気候変動2020」は国土交通省作成

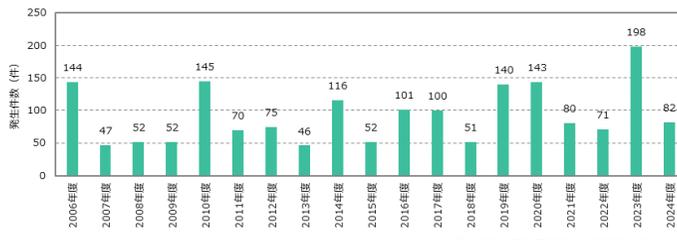
生物多様性の損失

① 生物多様性の変化要因と世界的な自然劣化の例



② クマ類による人身被害の発生件数の推移

クマ類については、秋の堅果類の結実量の影響等を受け、数年おきに大量出沒を繰り返しており、特に2023年度は統計のある2006年度以降最も多い人身被害件数を記録した。2024年度は例年と同程度であったが、依然として人の生活圏にクマ類が侵入し、国民の安全・安心を脅かしている。



汚染

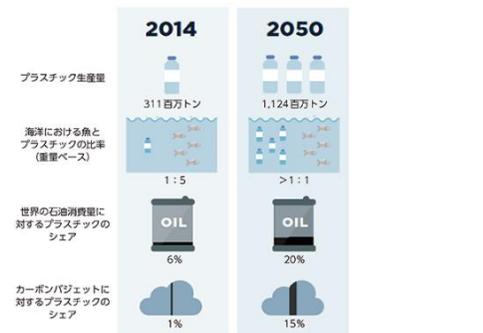
① 終わっていない水俣病問題

1956年(昭和31年)5月	水俣病公式確認
1959年(昭和34年)3月	水俣二法施行
1965年(昭和40年)5月	新潟水俣病公式確認
1967年(昭和42年)6月	新潟水俣病第一次訴訟提訴(46年9月原告勝訴判決(確定))
1968年(昭和43年)9月	厚生省及び科学技術庁 水俣病の原因はチソウ及び昭和電工の排水中のメチル水銀化合物であると政府統一見解を発表
1969年(昭和44年)6月	熊本水俣病第一次訴訟提訴(48年3月原告勝訴判決(確定))
1969年(昭和44年)12月	「公害に係る健康被害の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(救済法)」施行
1973年(昭和48年)7月	チソウと患者団体との間で補償協定締結(昭和電工と患者団体とは同年6月)
1974年(昭和49年)9月	「公害健康被害の補償等に関する法律」施行
1977年(昭和52年)7月	環境庁(後天性水俣病の判断条件について(52年判断条件))を通知
1979年(昭和54年)2月	「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法」施行
1991年(平成3年)11月	中央公害対策審議会「今後の水俣病対策のあり方について」を答申
1995年(平成7年)9月	与党三党「水俣病問題の解決について(最終解決案)決定
1995年(平成7年)12月	「水俣病対策について」閣議了解
1996年(平成8年)5月	保身中であつた計10件の訴訟が取り下げ(関西訴訟のみ継続)
2004年(平成16年)10月	水俣病関西訴訟最高裁判所判決(国・熊本県の敗訴が確定)
2005年(平成17年)4月	環境省「今後の水俣病対策について」発表
2006年(平成18年)5月	水俣病公式確認50年
2009年(平成21年)7月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」公布
2010年(平成22年)4月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」閣議決定
2012年(平成24年)7月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」に基づく特措法の申請受付が終了
2013年(平成25年)4月	水俣病の認定をめぐる行政訴訟の最高裁判所判決(1件は熊本県敗訴、1件は熊本県勝訴の高等裁判所判決を破棄し戻し)
2013年(平成25年)10月	水俣病被害者の救済・署名のための外交会議が熊本市及び水俣市で開催
2014年(平成26年)9月	環境省「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく水俣病の認定における総合的検討について」を通知(具体化通知)
2014年(平成26年)7月	臨時水俣病認定審査会において具体化通知に基づく審査を実施
2014年(平成26年)6月	特措法の判定結果を公表
2015年(平成27年)5月	新潟水俣病公式確認50年
2017年(平成29年)8月	水俣病に関する水俣条約発効

資料: 環境省

② 海洋プラスチックごみ汚染の深刻化と生物多様性への影響

BAUシナリオにおけるプラスチック量の拡大、石油消費量



人類の存続、そして経済社会活動の基盤である環境・自然資本

環境は人類の存続のための基盤であり、その上に社会・経済が成り立っている。環境負荷の増大により自然資本が臨界的水準を下回ることであれば、人類の生存そのものが脅かされる事態となり、ウェルビーイングの向上以前の問題となる。

プラネタリーバウンダリー

2023



9 boundaries assessed,
6 crossed

出所：Stockholm Resilience Center Planetary boundaries (2023)

2023年

9項目のうち6項目で環境収容力を超過

- Novel Entities：新規化学物質
- Climate Change：気候変動
- Biosphere Integrity：生物多様性の損失
 - Genetic：絶滅の加速度
 - Functional：生態系の機能の損失
- Land-System Change：土地の改変
- Freshwater Change：淡水の利用
 - Freshwater use (Blue water)：土壌中の水分
 - Green Water：グリーンウォーター
- Biogeochemical Flows：窒素とリンの負荷
 - P：リン
 - N：窒素
- Ocean Acidification：海洋の酸性化
- Atmospheric Aerosol Loading：大気汚染
- Stratospheric Ozone Depletion：オゾン層の破壊

環境収容力超過

Stockholm Resilience Center Planetary boundaries (2023)に基づき環境省作成

SDGsのウェディングケーキモデル

